



大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例

～条例のポイントを紹介～

令和8年4月1日
施行

問政策課 ☎内線229

令和4年5月に「大磯町の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が大磯町議会に提出され、「採択」となったことが本条例の制定に向けた起点となっています。そして、町では、電気通信事業者に要請文を送るなど、町民の皆さんの不安解消や近隣住民との紛争を予防するための取組みを進めてきましたが、令和7年3月議会定例会に「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、「採択」となったことから、本条例を制定することになりました。

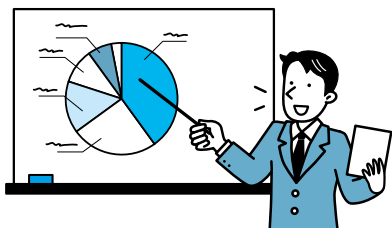
ポイント 1

安全で安心なまちづくりをめざします

町民の皆さんと事業者との紛争を未然に防ぐことで、安全で安心なまちづくりを目指すことを条例の目的としています。



説明会の開催を求めることができます



携帯電話基地局を設置する場合、事業者は近隣住民の方に工事の概要を説明し周知に努め、理解を得るよう努めなければなりません。また、近隣住民の方から説明会の開催を求められた時は、これに応じるように努めなければなりません。

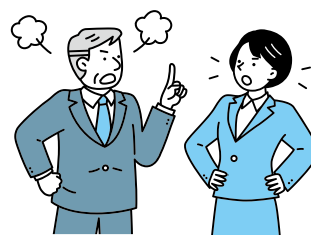
ポイント 2

紛争は当事者間で解決することが前提です

ポイント 3

近隣住民の方と事業者間で紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければなりません。

自主的な解決に努めても解決に至らない場合は、町に調整を申し出ることができます。



【※詳細は、ホームページに掲載】

◇ 携帯電話基地局の役割としくみ

携帯電話端末と直接電波のやり取りをして交信するのが基地局です。携帯電話端末と電話網の間の通信を中継する役割を持っています。よって通話可能な「通信エリア」は、携帯電話端末と基地局が電波で交信できる範囲ということになります。また、1つの基地局で通話できる人数は限られていますので、都市部の繁華街などでは複数の基地局設備が設置されることがあります。

◇ 携帯電話基地局の安全性

携帯電話基地局アンテナは、鉄塔やビルの屋上、電柱など、高所に設置されることや、都市部の地下街や地下鉄駅構内など、様々な形がありますが、いずれも人体に影響を与えない基準値以下に電波の出力を抑えるような規制が設けられています。

【総務省 携帯電話基地局とわたしたちの暮らしパンフレット抜粋：参照】